

## 相模原市ロボット産業活性化事業

# サービスロボット関連事業ビジネス化支援事業 手引き

### 【本事業のポイント】

- ・相模原市内企業が開発したサービスロボットの実証実験をお手伝いします
- ・「相模原市ロボット産業活性化」からの再委託契約事業となります
- ・実施には申請と報告が必要です

### 【主な注意点】

- 実証実験を行う際は、保険への加入が必須です。  
加入の要件は「Ⅹ. 安全管理について」をご確認ください。
- 対象になる経費内容などは、「Ⅲ. 実施内容3）支援内容①対象経費」の各科目をご確認ください。
- 支払いに関しては、見積書（10万円以上）・請求書・領収書等申請経費に係る証拠書類は揃えて保管  
をお願い致します。
- 実施の様子は動画にてご提出ください。（必須）

## 1. 目的

相模原市内に所在する中小・小規模企業または団体が研究開発したロボットおよび要素技術を用いたロボットの商品化・販路拡充を図るための実証実験の支援を行い、事業化の促進やロボット産業の活性化を促すことを目的とする。また、「ロボットのまち さがみはら」を市内外に広くPRする上でアイコンとなるロボットや企業の創出を行う。

## 2. 進め方

申請→審査→再委託契約→調整・広報→実証→報告→清算…→販売・販路拡大

## 3. 実施概要

### 1) 期間・期日

- ①募集期間 : 令和4年6月17日まで
- ②実証実施期間 : 再委託契約完了～令和5年1月末まで
- ③報告書提出期限 : 令和5年2月末日まで（審査後、3月末までに清算）

### 2) 対象

#### ①申請企業等

・相模原市内に本社または事業所が所在する中小・小規模事業者\*

\*中小企業者および小規模企業者の範囲については、中小企業基本法に基づきます。（火災共済協同組合、信用協同組合及び同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。）

<参考：中小企業基本法における中小企業者および小規模企業者の分類>

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(出典：中小企業庁ホームページ)

・相模原市が課税する市税に未納がない事業所

#### ②ロボット

申請者が研究開発した(所持する要素技術を用いた)製品で、以下対象分野のいずれかに該当するサービスロボット(申請時点で試作機ができていない場合はご相談ください)

#### \*サービスロボットの定義

日本工業規格(JIS)に規定されている「自動制御によるマニピュレーション機能または移動機能を持ち、各種の作業をプログラムによって実行できる、産業に使用される機械」以外のロボット

③実証場所 日本国内(極力 相模原市内)

④その他 申請は1回につき1社1製品に限ります。

### 3) 支援内容

#### ①経費支援

実証にかかる事業のうち、以下対象科目の支援。(上限100万円)

対象経費：

ア. 安全対策費	実証実施時の安全確保のために必要な役務等に対する経費 例) 保険料・保安員委託費 など
イ. 謝礼等	実証モニターや専門家等への協力に対する御礼の物や謝礼金 例) 粗品代・謝金 <sup>※1</sup> など
ウ. 会場使用料	実証実験を行う場所や実証実験の控え等確保にかかる費用 例) 会場代・会場設備費 など
エ. 人件費	実証の当日や準備・撤収の際に、臨時で雇い時給または日給で給与を支払う場合の経費 例) 臨時スタッフ給与(交通費含む) など
オ. 機器レンタル料	実証中のモニターに必要な機器を貸借した際の費用(対象のロボットに付随する場合は除く) 例) モニター、計測器など
カ. ロボット運搬費	実証場所までにロボットを移動するための費用 例) 実証場所までの運搬費、レンタカー代(ガソリン代・高速道路使用料等含む) など ×臨時に雇ったスタッフの交通費 →「エ. 人件費」に交通費を含んだ額で計上
キ. 申請・審査手数料	実証の実施に必要な申請・審査にかかる費用 例) 倫理審査申請料・特許申請費用 など
ク. 広報費	実証実験の広報に係る費用 例) 実証のチラシ印刷代、実証当日の掲示パネルなど など ×対象ロボットの営業用パンフレット
ケ. 消耗品費	実証に必要な消耗品購入の費用 例) 養生テープ・コピー紙 など
コ. 役務費	実証に必要なサービスを利用した際の費用 例) 動画作成費、現状復帰のための会場清掃代 など
サ. 一般管理費	ア～コ合計の最大10%計上が可能

- 保険料等非課税の対象のもの以外は、税込の額で申請してください。
- 備品の購入は、11万円(税込)までとなります。
- 上記に計上がないもので、実証実施に必要と認められるものは協議の上、対象経費とします。ご相談ください。

#### ※1 謝金等支払いに関する基準について

下記相模原商工会議所「講師謝礼内規」に基づき支出となります。

【参考】相模原商工会議所講師謝礼内規(抜粋)

第2条 講師等に対する謝礼は、別表に掲げる基準により算出した額の謝金又は物

品(以下「謝金等」という。)とする。

第3条 講師等の住所地又は勤務地から事業実施地までの交通費(実費相当額)を支払うことができる。

第5条 謝金は、所得税を源泉徴収して支払う。

第6条 謝礼の支払いにあたってマイナンバー取得が必要な場合は利用目的を通知のうえ取得する

<別表>

区 分	基 準 額 (1時間につき)
大学教授、弁護士、医師、公認会計士、著名民間専門研究者、民間企業経営者	50,000円以内
大学助教授、短期大学教授、民間専門研究者	45,000円以内
大学講師、短期大学助教授、税理士、中小企業診断士、民間企業部長級、民間技術者	40,000円以内

※謝金に含まず交通費を支出する場合は、該当区間の裏付け書類の貼付が必要となります。

※アルバイト給与・謝金等にかかる源泉徴収については、申請企業にて対応をお願い致します。

## 2) 実証・製品のPR等の支援

相模原商工会議所会報やホームページでの告知、相模原市記者クラブへのニュースリリース等、実証当日にかけての周知を支援致します。また、本事業終了後においても、実証の様子を映した動画を活用し、さがみはらロボットビジネス協議会 YouTube チャンネルや展示会、イベント等で貴社の取組みにかかるPRを行います。

## IV. 申請方法

申請書類一式を期日までに提出してください。内容を確認の上、ヒアリングを行います。

### 1) 申請書類

- ①申請書(様式1号)
- ②実証計画書(様式1号-2) ※申請時点での計画で結構です。
- ③収支予算書(様式1号-3)
- ④見積書
- ⑤会社案内、ロボットの概要がわかるパンフレットなど

2) 提出期限 令和4年6月17日(金)までに事務局必着

3) 提出先 相模原商工会議所 産業振興課

〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3

## V. 審査内容

### 1) 審査の選出

ロボット技術や情勢に詳しい有識者と主催組織にて構成し、審査依頼書（様式第2号—1）において依頼し承諾書の提出を以て選出します。

## 2) 審査項目

以下の項目を基準に審査致します。

<審査項目>

□前提条件	応募対象に相違ないか（会社所在地や対象のロボットなど）
□実現性	①実証の目的（何を検証したいのか）が明確である ②実証計画が無理なく現実的である。 ③計上した予算は妥当である。 ④実証成果を事業に還元し、製品等をブラッシュアップできる体制が整っている。 ⑤市場がありターゲットが明確である。
□独創性	①既製品と類似したものがない製品である ②既存市場の中でも独自の着眼点を持つ製品である（差別化が出来ている） ③市場競争力がある製品である。
□地域性	①地域に根差した企業である（商工会議所会員かなど） ②産産連携・産学連携などによる、地域活性化に資する取組みである。 ③地域課題を解決する製品等である
□将来性	①将来的な販売・普及体制が整っている。（明確なビジョンがある） ②企業や製品に「ロボットのまち さがみはら」のアイコンとなりうるポテンシャルを有している。
□加点項目	①過去、相模原市中小企業研究開発補助金で採択された ②その他記載の項目以外で評価する事項

## 3) 審査方法

審査については審査表（様式第2号—2）に基づき各項目点数制とし、予算に達するまでの上位数社を再委託先に内定いたします。該当企業が複数社いる場合は、各社の委託額を調整する可能性がございます。

9点以下の申請については、予算が達していない場合においても不採用となります。

※審査結果についてはお答えできませんので予めご了承ください。審査員からのコメントについては各企業にフィードバックを予定しています。

## VI. 再委託契約の締結

内定した企業については、「相模原市ロボット産業活性化事業業務委託契約条項」第5条第2項に基づき、相模原市へ申請を行います。（様式第2号—3）

承認を得たものについては、相模原商工会議所と再委託契約を締結いたします。（様式第2号—4）締結に際しては説明会を実施し、事業報告完了までの流れについて再度調整を致します。

## VII. 実証実験の実施

### 1) 実施内容の調整

再委託契約締結後、申請した実施計画に基づき、実証実施に向け日程や場所、人員等実証の実施に必要な手配を行ってください。場所や人員について不安のある場合は、事務局へご相談ください。

なお、実証に係る経費は、原則再委託先の立替となります。

また、日程および内容が決定しましたら、速やかに事務局へ連絡を行ってください。

## 2) 実施内容の修正

調整の結果、実施計画が申請時より変更となる場合は、再度実施計画（様式第2号—2）をご提出ください。

※実証の目的や主旨が変更となる場合は、再委託契約を解除する可能性がございます。

※再委託契約額の増額はできません。

## 3) 実証に係る広報について

実証を行う場合は、その日程・場所・内容を、当所および相模原市においても広報を行います。再委託事業者においても周知を行ってください。

## 4) 実証当日の注意事項

提出した実施計画に従い、安全に考慮して実施をお願いします。

## 5) 実施期限

1月末日まで

# VIII. 報告

## 1) 提出書類

以下の書類およびデータを期日までに事務局へご提出ください。

- ・報告書（様式3号）
- ・実施内容書
- ・収支決算書
- ・請求書
- ・実証当日の様子がわかる動画

## 2) 提出期限

2月末日まで

※報告書類の審査後、3月末日までに清算

# IX. 清算

「VIII. 報告」でご提出いただいた内容精査の上、請求書受領後30日以内または3月31日のいずれか早い方の時期にご指定の預金口座へお振込み致します。

# X. 安全対策について

## 1) 保険への加入

実証当日には、参加者のけがや会場の破損等に対する保険への加入をお願い致します。  
お困りの際は、事務局にご相談ください。

## 2) 実証場所周辺への配慮

実証の際は周辺の安全に十分注意して実施してください。特に人通りの多い場所の場合は、警備員など誘導・整理人員の手配をお願い致します。

施設内で実施する場合は、当該施設の管理者の指示に従い行ってください。

## XI. その他注意事項

### 1) 再委託契約内容の遵守について

本契約は「令和4年度ロボット産業活性化事業業務委託契約条項」の第5条2項に基づき実施致します。また、「個人情報の取り扱いに関する特記事項」も遵守をお願い致します。

### 2) 実証の公開について

実施実験の様子については、特別配慮する事由がない限り、公に行ってください。

### 3) 経費書類の保管について

経費支出に係る書類（見積書・納品書・請求書・領収証の控えなど）は、後日詳細を確認させていただく可能性がございますので、当事業終了後、5年間保管・管理をお願い致します。

### 4) 実証動画について

ご提出いただく実証の動画については、「さがみはらロボットビジネス協議会」のYouTubeチャンネルへの掲載や展示会等での放映など、相模原市のロボットに関わる取り組みPRに活用致します。実証モニターなど画面に映る方にはその旨確認の上、個人情報に係る部分の撮影にはご配慮をお願い致します。

### 5) 情報の発信について

以降、報道機関等から取材があった場合は、「相模原市」および「相模原商工会議所」の支援を受けた旨発信をお願い致します。

### 6) 協議について

本手引きに記載のない内容については、都度双方で協議の上実施致します。

その他ご不明な点は以下事務局へご連絡ください。

#### 【事務局】

相模原商工会議所 産業振興課

TEL 042-753-8136 MAIL sinkou@sagamihara-cci.or.jp